

第2 河川の現状と課題

1 治水に関する現状と課題

(1) 洪水対策

沼川ブロックの戦後の代表的な洪水は、昭和49年7月洪水及び昭和51年8月洪水である。

表 2.1 沼川ブロックの河川の概要

洪水	床上 浸水 (戸)	床下 浸水 (戸)	三島		富士		洪水	床上 浸水 (戸)	床下 浸水 (戸)	三島		富士	
			総 雨量 (mm)	時間 雨量 (mm)	総 雨量 (mm)	時間 雨量 (mm)				総 雨量 (mm)	時間 雨量 (mm)		
S49.7.7	695	1,369	298.5	61	293	41	H15.1.27	1	8	59.5	10	117	45
S51.8.9	895	2,871	98	20	251	62	H15.7.4	17	88	118	47	157	56
H10.6.22		1	131.5	21.5	105	17	H15.8.16	2	16	79	8.5	169	15
H10.8.28	10	9	236.5	33.5	246	27	H16.9.4		3	45.5	26	120	40
H10.9.15		1	140	27	128	19	H16.9.30	1	9	18	16	53	35
H10.9.23		1	31.5	13	88	32	H16.10.9	11	36	283	26.5	273	22
H10.10.1	8	42	118.5	41.5	198	43	H16.11.12	2	10	113	35	64	17
H11.5.4	6	1	113.5	23.5	156	23	H17.7.9	8	116	42	26.5	153	69
H11.6.29		1	123	37.5	160	25	H17.8.8		13	1.5	1.5	54	40
H11.11.1		1	30	9.5	119	45	H18.6.16		1	89	13.5	179	37
H12.8.17	11	42	2	2	78	77	H19.7.14	36	156	228.5	23.5	326	34
H12.11.20		1	45	15.5	105	19	H19.9.6	3		361	36.5	132	14
H13.8.21		3	145.5	23	219	36	H20.7.4	44	240	66	53.5	134	73
H14.6.15	4	6	52.5	20	68	28							
H14.7.10	7	8	133.5	15.5	141	17							
H14.10.7	1	4	86.5	13.5	97	29							

- 1 S49、S51は水害統計より整理（沼川、沼川支川名による被害）
- 2 H10～は沼津市・富士市被害状況調査結果による被害

昭和49年7月洪水は、台風8号及び梅雨前線の豪雨によるもので、浮島低地及び富士市街地が広範囲にわたり浸水し、床上浸水695戸、床下浸水1,369戸の被害を記録した。



図 2.1 昭和49年7月洪水による浸水範囲

昭和 51 年 8 月洪水は、低気圧及び前線の豪雨によるもので、浸水範囲は昭和 49 年 7 月洪水を上回り、戦後最大となる床上浸水 895 戸、床下浸水 2,871 戸の被害を記録した。

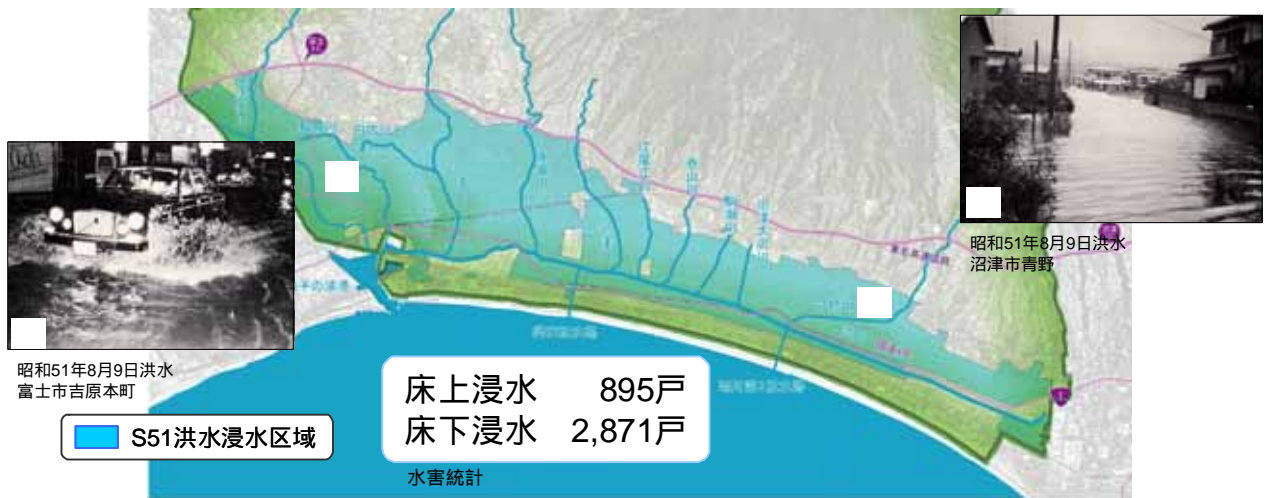


図 2.2 昭和 51 年 8 月洪水による浸水範囲

近年では、平成 15 年 7 月、平成 17 年 7 月、平成 19 年 7 月、平成 20 年 7 月に、浸水家屋数が 100 戸を超える被害が発生している。平成 10 年から平成 20 年までの浸水被害の発生状況を地区別に見ると、高橋川下流部の^{あまの}青野地区が最も多く、床上浸水が 12 回発生しており、次いで伝法沢川下流部の伝法地区の同 6 回、和田川上流部及び小潤井川中流部の吉原地区の 5 回などとなっている。

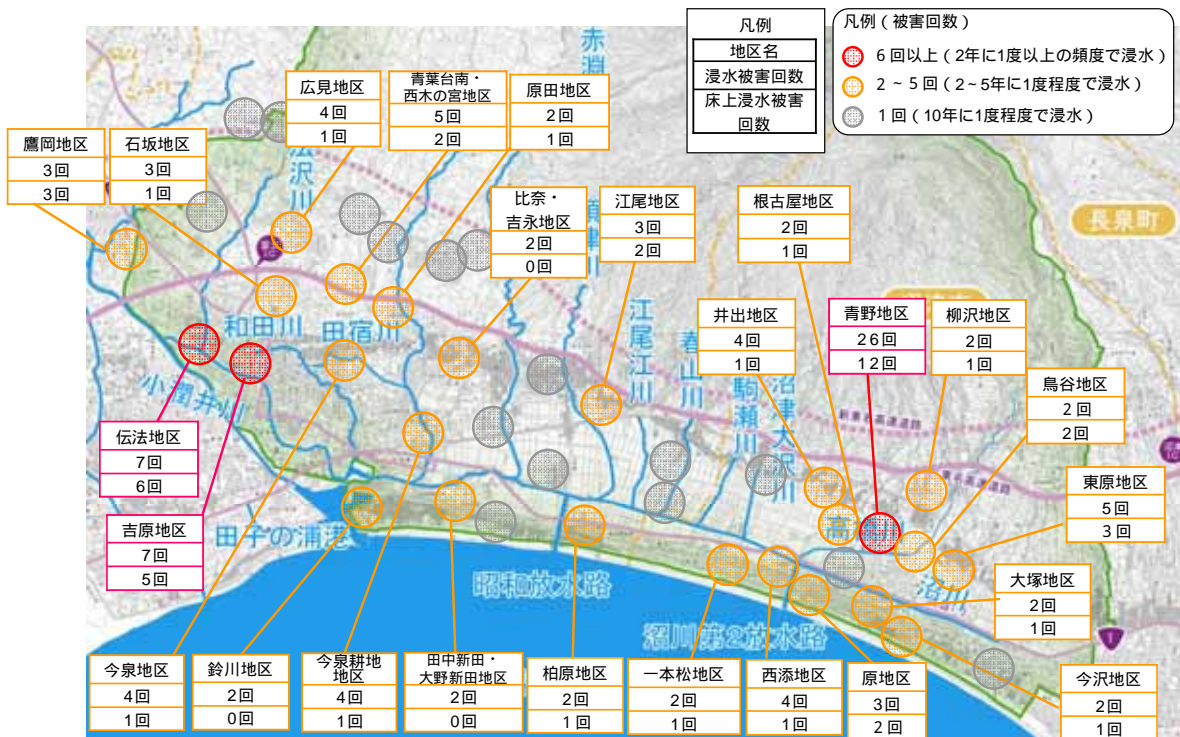


図 2.3 浸水被害状況平面図



図 2.4 平成 19 年 7 月 14 日洪水による浸水状況

沼川ブロックでは、戦後最大被害となった昭和 51 年 8 月洪水を契機として本格的な河川整備に着手した。市街地の浸水被害が甚大であった富士市域の沼川、和田川、滝川、田宿川、赤淵川、須津川の 6 河川において、激甚災害対策特別緊急事業及び災害復旧助成事業により、田子の浦港内で鉄道橋と並行する沼川水門橋^{ぬまがわすいもんきょう}の流下能力見合いの改修が行われた。

併せて、昭和 51 年から昭和 54 年にかけて、学識経験者、建設省、沼津市、富士市が参加する「愛鷹地域総合計画検討協議会」において、沼川本川の負担軽減、上下流分断の方策、土地利用調整や湛水許容の必要性等について検討された。その成果として、河道整備、新設水路、遊水地、既存施設の拡幅等を組合せた治水対策のほかに、土地開発に関連した洪水流出抑制、低地における浸水被害ポテンシャルを増大させないための土地利用調整等を加味した、総合的な治水対策の必要性が提言された。

これを踏まえ、昭和 55 年度から中小河川改修事業に着手し、高橋川と沼川上流部の洪水を駿河湾へ分派する第三の新たな放水路を計画して各種調査を進めるとともに、平成 4 年には総合的な治水対策の基本方針となる「沼川流域整備計画」を関係機関参加のもとに定めた。この計画に沿う形で、沼津市及び富士市において、支川の上流部や校庭等の公共施設における雨水貯留施設の整備が進められた。

さらに、平成 20 年には沼川・高橋川流域及び和田川・小潤井川・伝法沢川流域について、県、市町の河川、都市計画、農業、防災等の関係部局が参加する協議会において「豪雨災害対策アクションプラン」を策定し、これを各々が取組む具体的行動の共通の作戦書として、関連する各種事業の進捗管理等を行っているところである。このうち、伝法沢川においては、小潤井川合流点付近で頻発する浸水被害を防止軽減するために、県単独事業により伝法沢川・横堀川調整池の整備を進めている。



図 2.5 沼川（高橋川）豪雨災害対策アクションプラン



図 2.6 和田川・小潤井川・伝法沢川豪雨災害対策アクションプラン



図 2.7 伝法沢川・横堀川調整池の完成イメージ図

沼川の新たな放水路については、平成元年度から用地取得を開始し、沼川から東海道線までの区間で用地取得が完了している。この区間では、掘削して暫定的な調整池として活用しており、局所的な効果を発揮している。これより南の区間は、東海道線や海岸堤防といった重要施設を横断することとなるが、横断部の構造や海岸保全上の影響等に関して技術的に高度な検討課題が残されており、財政上の制約もあることから、現時点では未着手となっている。新たな放水路が通る原地区周辺では、東駿河湾環状道路や沼津貨物駅の移転が計画されており、これらの整備によって当地区の発展への期待が高まっていることから、その基盤となる新たな放水路の整備を進めることが要請されている。また、沼川から北の高橋川までの区間についても未着手となっているが、床上浸水が頻発する青野地区の抜本的な治水対策として、新たな放水路への期待が高い。



図 2.8 暫定調整池

小潤井川については、改修済み区間の上流部において溢水や河川への排水不良により住宅地の浸水被害が頻発しており、流下能力の向上が必要となっている。

また、江尾江川については、浮島低地周縁部の住宅地において溢水により浸水被害が発生しており、対策が必要となっている。

昭和放水路及び沼川第2放水路においては、河口閉塞と放水路の影響による下手側の海岸侵食などの問題が発生している。現在、通水断面を確保するため、定期的なフラッシュ操作や維持浚渫を実施しており、特に海岸侵食が著しい昭和放水路の下手側において、国土交通省により養浜事業が実施され、砂浜の回復を図っている。

既設放水路については、機能が低下しないよう適切な維持管理が不可欠であり、予定している新放水路の海岸吐口部の構造については、海岸保全事業を実施している国土交通省と調整し、河口閉塞や海岸侵食について十分に評価・検討し決定する必要がある。



図 2.9 昭和放水路下手側の侵食状況



図 2.10 沼川第2放水路の閉塞状況
(手前の海側から暗渠内部を撮影)

平成 20 年度に実施した流域住民へのアンケート調査によると、大雨のときの安全性に関して、沼津市では 70%、富士市では 33%が「危険」、「どちらかといえば危険」と回答しており、流域の東西で差異が見られた。

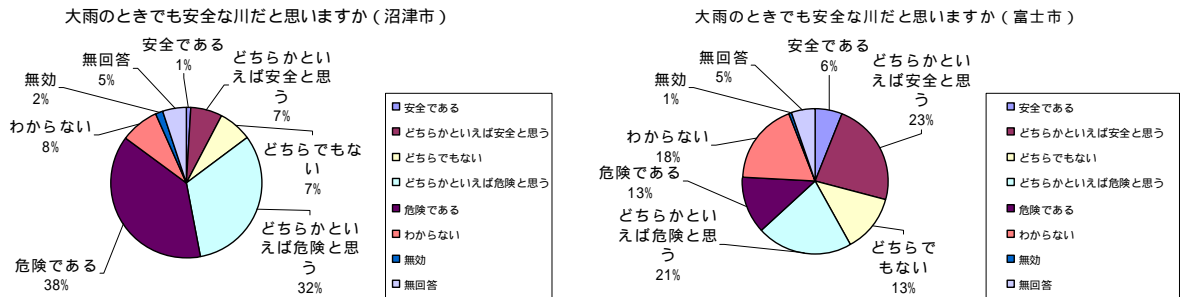


図 2.11 アンケート調査結果

(参考) 沼川流域に関するアンケート

	沼津市	富士市
配布数	1,000 通	1,500 通
回収数	473 通	362 通
回収率	47%	24%
配布方法	沼津土木事務所より配布	富士土木事務所より配布
回収方法	郵送	郵送
対象者	沼川流域在住 (沼津市) の 20 歳以上の方から 1000 名を無作為抽出	住民台帳より 1500 名を無作為抽出
実施期間	平成 20 年 6 ~ 7 月	平成 20 年 8 月

(2) 津波対策

静岡県の「第3次地震被害想定(平成13年)」では、東海地震が発生した場合には、沼川河口の田子の浦港付近ではT.P.+3.5mの津波が発生すると想定している。

田子の浦港内には、港湾施設として、昭和41年に撤去された石水門と同位置に高潮対策を目的とした沼川水門橋が設置されている。沼川水門橋は、閉鎖時には前記の想定津波高を上回る高さを有しているが、臨港道路の橋面が回転してゲートとなる構造であり、閉鎖に時間を要することが、突発地震による津波に対する課題となっている。

また、東日本大震災を踏まえて、施設による津波防御のあり方が見直される見込みであるため、避難対策を含めた総合的な津波被害軽減対策の検討が必要となる。



図 2.12 第3次地震被害想定浸水深

2 河川の利用及び水利用に関する現状と課題

沼川ブロックにおける河川水の利用は、沼川、高橋川、小潤井川等において農業用水として約520haに及ぶ農地のかんがいに利用されているほか、滝川において製紙業に利用されている。これまでに、大きな渇水被害は発生していないが、赤淵川、須津川等の支川上流部においては、瀬切れが発生している。

表 2.2 沼川ブロックの許可水利権

河川名	水利使用者	目的	取水量 (m ³ /s)	取水場所
滝川	日本大昭和板紙株式会社	工業用水	0.30	富士市原田 1154-4 地先

表 2.3 沼川ブロックの慣行水利権一覧表

河川名	水利使用者	目的	かんがい面積 (ha)	取水場所
沼川	桃里部農会	農水	6.0	沼津市原町桃里 609-29 地先 左岸
沼川	一本松部農会	農水	5.0	沼津市原町一本松 678-3 地先 左右岸
沼川	一本松部農会	農水	3.0	沼津市原町一本松 655-2 地先 左右岸
沼川	六軒町部農会	農水	3.0	沼津市原町西添 1124-1 地先 左岸
沼川	六軒町部農会	農水	5.0	沼津市原町西添 1352-1 地先 左岸
沼川	桃里部農会	農水	4.0	沼津市原町川向 626-2 地先 右岸
沼川	六軒町部農会	農水	4.0	沼津市原町西添 1296-2 地先 左岸
沼川	西町部農会	農水	10.0	沼津市原町東中 551-2 地先 右岸
沼川	東町部農会	農水	4.0	沼津市原町東添 999 地先 左岸
沼川	桃里部農会	農水	4.0	沼津市原町川前 615-1 地先 左岸
沼川	大塚本田部農会	農水	5.0	沼津市原町大塚 1037-1 地先 左岸
沼川	桃里部農会	農水	5.0	沼津市原町桃里 639-21 地先 右岸
沼川	大塚新田部農会	農水	4.0	沼津市原町大塚 882-1 地先 左岸
沼川	桃里部農会	農水	8.0	沼津市原町川前 610-2 地先 左岸
沼川	大塚新田部農会	農水	4.0	沼津市原町大塚 769 地先 左岸
沼川	三本松部農会	農水	5.0	沼津市原町大塚 546-1 地先 左岸
小潤井川	富士市	農水	26.0	富士市伝法 3255 地先 右岸
小潤井川	富士市	農水	51.0	富士市向川原 3365 地先 右岸
小潤井川	富士市	農水	22.0	富士市向川原 3349 地先 右岸
小潤井川	富士市	農水	10.0	富士市荒田島 80 地先 左岸
小潤井川	富士市	農水	18.0	富士市荒田島 62-1 地先 左岸
小潤井川	富士市	農水	17.0	富士市津田 2-2 地先 左岸
小潤井川	富士市	農水	2.0	富士市荒田島 204 地先 左岸
小潤井川	富士市	農水	15.0	富士市津田 122-1 地先 右岸
和田川	富士市	農水	160.0	富士市今泉 20-1 地先 左岸
滝川	富士市	農水	88.0	富士市原田 403 地先 左岸
赤淵川	富士市	農水	10.0	富士市富士岡 82-14 地先 右岸
赤淵川	富士市	農水	15.0	富士市富士岡 120-1 地先 右岸
高橋川	青野水利組合	農水	10.0	沼津市青野 1 地先 左右岸
			523.0	

資料：静岡県河川別慣行水利権一覧表

河川空間の利用については、沼川、須津川、小潤井川で桜並木があり、湧水が多い田宿川では遊歩道が整備され、たらい流し川祭りが行われるなど、市民の憩いの場となっている。しかし、流域住民へのアンケート調査によると、川沿いで休憩したり憩える場所について、沼津市・富士市ともに64%が「少ない」、「やや少ない」と回答しており、住民ニーズに対して充分とはいえない状況である。

沼川下流部では、田子の浦港の港湾区域と重複している河合橋下流から滝川合流点付近までの間で、プレジャーボートの係留が見られる。これまでに、平成12年から施行した「静岡県プレジャーボートの係留保管の適正化等に関する条例」に基づき、平成13年度に富士市水域利用推進調整会議を設置して、係留保管場所の検討を含め適正化に取り組んできた。出水時の安全や公共水域の秩序等を確保していくために、引続き取組が必要である。

海岸部においては、シラス漁が盛んであり、シラス祭りなどのイベントも行われている。



図 2.13 沼川ブロックの利用状況

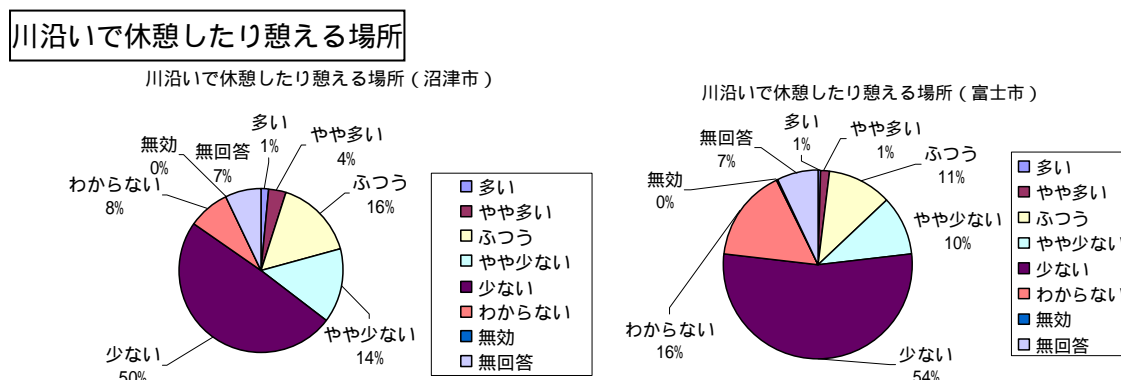


図 2.14 アンケート調査結果

3 河川環境に関する現状と課題

(1) 水質

沼川では、環境基準の類型指定がされており、沼川第2放水路の分派地点を境に、上流がC類型、下流がD類型とされている。どちらの区間も、平成11年に類型がワンランク厳しくなったが、基準値を満足する状態が継続している。



図 2.15 環境基準類型指定状況

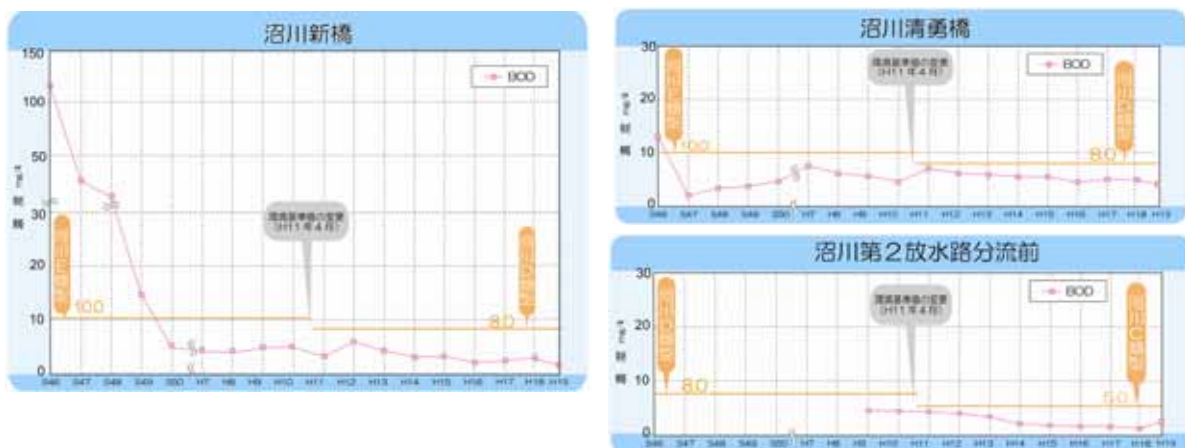


図 2.16 BOD経年変化

(2) 動植物の生息・生育状況

沼川ブロックの自然環境は、地形的な特性や河川の特徴により、支川上流域、低地部、市街地部に分けられ、それぞれの環境に応じた保全が必要である。

生息する生物に応じて、上下流の連続性、水田や小水路と河川、海との連続性を確保する必要がある。

愛鷹山麓を流下する河川では、清流を好むアマゴが生息し、文献によるとカジカ、ホトケドジョウ、ハコネサンショウウオなども確認されている。土砂生産の多い急流河川であるため床固工等が多く設置されており、上下流の連続性の確保について適切な配慮が必要である。



図 2.17 沼川ブロック支川上流域の自然環境及び動植物の状況

浮島低地を流下する河川では、オイカワ、ギンブナ、ナマズ、ウナギが生息し、メダカやタモロコも確認されている一方、カダヤシやカムルチーなど外来種も確認されている。鳥類では、サギ類やカルガモなどのほか、イソシギも確認されている。植物では、湧水が豊富な沼川上流部で、清澄な緩流に生息するオオイシソウや、湧水のある河床を好むミクリなどの抽水植物が生育している。浮島低地では、ノウルシやヒキノサカ等の湿地性植物群落や浮島沼の原風景の保全などを目的とした公園等が整備され、植物や野鳥の観察会等が行われていることもあり、今後の河川整備に当たっては、湿地や水田及び水路等との連続性に配慮する必要がある。

沼川下流部では、ボラやハゼ類が生息し、アユ、ウナギ、カワアナゴ、チチブモドキ、イセゴイなども確認されている。広い川幅の水際には葦が生い茂り、水域と陸域の連続性が保たれている一方、繁殖力が強く特定外来生物に指定されているアレチウリも確認されている。今後の河川整備に当たっては、葦原の保全や水域と陸域の連続性に配慮するとともに、特定外来生物の異常繁茂等に警戒する必要がある。



図 2.18 沼川ブロック低地部の自然環境及び動植物の状況

富士市街地を流下する河川では、汚濁に比較的強いボラやオイカワ等が生息するほか、アユの遡上も確認されている。また、アオサギ、コサギ等のサギ類やカワウなどが採餌する場となっている。植物は、小潤井川で流れの緩やかな水際に生息するヨシやマコモ、堤防沿いにススキが多く生育している。護岸整備が進んだ都市河川でありながら、湧水によって一定の河川環境が保たれているが、今後は下水道整備等による一層の水質改善が望まれる。



図 2.19 沼川ブロック市街地部の自然環境及び動植物の状況

沖に向かって急深となる海岸部では、カガミダイ、ネズミゴチ、シロギス、トラギス、カサゴ、ヒイラギ、スズキ、ボラ等多様な魚類が確認されている。また、カタクチイワシが多く生息し、シラス漁が盛んである。

新放水路建設の際には、このような海岸環境への影響に対して配慮が必要である。



図 2.20 沼川ブロック海岸部の動植物の状況

第3 河川整備の目標に関する事項

1 河川整備の基本理念と基本方針

沼川ブロックの河川整備に当たっては、これまでの川と地域との深い関わりを重視し、河川のあるべき姿、河川に求められる地域からの要請、現状と課題を適切に捉え、「地域から愛される身近な川」として、人と川の良い関係を保持・創出し、後世へ伝えていくことが重要である。

このため、今後も「協働」の理念のもと、治水・利水・環境の調和を図りながら魅力ある川づくりを目指し、下記の基本理念に基づいて、河川整備を進めていくこととする。

河川整備の基本理念

洪水から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるとともに、沼川ブロックの現状及び新たな物流拠点となりうる潜在的なポテンシャルの高い地域特性などを踏まえ、今後の河川整備の基本理念を以下に掲げる。

安全で安心して暮らせる川づくり

人口や資産の集まる富士市、重要な交通網が集中し、市街化の進展が進む沼津市を含む沼川ブロックは、産業・経済・交通の要衝であり、その重要性は今後とも増していくものと予想される。

このため、支川上流域・低地部・市街地部で異なる流域特性や、これまでの流域や河川の変遷を考慮し、沿川地域の社会資本整備に必要な治水対策への要請を適切に捉え、想定する降雨による洪水を安全に流すため、河川施設の整備及び適正な維持管理に努める。また、雨水流出抑制の推進や森林・農地などの保水・遊水機能の維持、開発に伴う適切な流出増対策との連携・調整など、関係機関や住民と一体となった総合的な治水対策の一層の推進によって、安全で安心なまちづくりを担う。

自然豊かな川づくり

沼川ブロックの各河川において形成される自然要素は多様性に富み、残された湿地環境に代表される自然環境や住民に愛着のある景観は将来に伝承すべき地域の貴重な財産である。

このため、豊かで潤いのある河川環境の保全と創造のため、河川の貴重な自然環境の保全に努めるとともに、地域開発等により損なわれた多様性の復元や単一化した水辺の改善に取り組む。流域の各々の場所で河川に求められる多面的な機能が望ましい状態で維持され、良好な風景として人々の目に映り、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した、多様な河川環境の形成や湿地環境を活かした川づくりを目指す。

人々の暮らしを育む川づくり

支川を含む流域の各地で河川は人々の営みに深く関わり、特に浮島沼地区では度重なる洪水や氾濫などに対し、放水路や石水門の建設などの大事業に取り組み、現在の沼川流域が形成されている。

このため、河川と流域の歴史や成り立ちを通して人々の暮らしと河川の関係を再認識するとともに、水辺での遊び等、日常的な人々の営みに良好な河川空間が活かされ、水辺文化として醸成していくように努める。

2 計画対象区間

本河川整備計画は、下表に示す 15 河川の県管理区間を対象とする。

表 3.1 計画対象区間（富士川水系富士山麓沼川ブロック）

河川名	起点	終点
沼川	沼津市松長字改正 1062 番の 1 地先の県道橋	海に至る
高橋川	左岸 沼津市宮本字元野 264 番の 1 地先 右岸 沼津市宮本字元野 297 番の 17 地先	沼川への合流点
沼津大沢川	沼津市石川字広町 1023 番の 2 地先の県道橋	沼川への合流点
駒瀬川	沼津市石川字小井戸 649 番の 2 地先の県道橋	沼川への合流点
春山川	富士市船津字春山沢東 679 番地先の市道橋	沼川への合流点
江尾江川	富士市江尾字東前田 465 番の 1 地先県道橋	沼川への合流点
須津川	富士市中里字塚原 1928 番の 3 地先の市道橋	沼川への合流点
赤淵川	左岸 富士市桑崎字中野 698 番の 1 地先 右岸 富士市桑崎字雨坪 719 番地先	沼川への合流点
滝川	富士市今宮字東村 496 番の 1 地先の県道橋	沼川への合流点
田宿川	和田川の分派点	滝川への合流点
和田川	(富士市伝法字三日市 2995 番の 1 地先の湧水池) 富士市浅間本町 7 番 25 号地先の湧水池	沼川への合流点
小潤井川	富士市弥生新田字川岸場 1 番 7 地先の県道橋	沼川への合流点
伝法沢川	富士市中野字東片倉 713 番の 1 地先の県道橋	小潤井川への合流点
沼川第 2 放水路	沼川からの分派点	海に至る
昭和放水路	沼川からの分派点	海に至る

資料：静岡県河川指定調書

3 計画対象期間

本河川整備計画の対象期間は、今後概ね 20 年間とする。

なお、本計画は、現時点における流域の社会経済状況、自然環境の状況、河道状況などを前提として策定したものであり、策定後における状況の変化や、大規模な災害が発生した場合などは、計画対象期間内であっても、必要に応じて見直しを行う。

4 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

災害の発生防止又は軽減に関しては、近年洪水により家屋浸水被害が発生した河川のうち、浸水頻度や規模及び整備効果や効率性などを踏まえ選定した沼川新放水路（仮称）、江尾江川、小潤井川、伝法沢川の 4 河川を対象に、人口や資産の状況及び上下流の整備バランス等を考慮して、10 年に 1 回程度発生すると想定される規模の洪水による家屋浸水被害を概ね解消することを目標とする。

さらに、整備目標を上回る洪水が発生した場合や整備途中段階で施設能力を上回る洪水が発生した場合において、また、下流部においては想定を上回る津波や高潮が発生した場合においても、できる限り被害が軽減されるよう総合的な被害軽減策について、地域住民、県・市の関係部局と連携を強化し、地域防災力の向上に努める。

5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、健全な水循環や良好な河川環境の保全のため、今後、河川の流況等の把握に努め、農業用水などの既存の水利用、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観などに配慮しつつ、今後も適正な水利用が図られ、現況の流水の機能が維持されるよう、関係機関や地域住民と連携を図る。

また、河川に関わる農地や森林の多面的機能の保全についても関係機関等と連携した取組を促進して、健全な水循環系の構築を目指す。

沼川ブロックは、支川上流域・低地部・市街地部で異なる特性を持っており、それぞれの特性に応じた利用がされている。このため、河川の空間利用に関しては、流域の各々の場所において、河川の多面的な機能が求められていることを十分に認識し、適切な維持管理に努め、良好な風景をなす魅力的な河川環境の形成を目指すとともに、関係機関と連携し、河川の適切な利用の促進を目指す。

6 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境の整備と保全に関しては、住民や有識者との連携によって自然環境、地域特性、景観、水辺空間等の様々な視点から検討し、治水・利水・環境との調和を図り実施する必要がある。

河川の水質については、汚濁負荷量の更なる削減に向けて、地域住民や沼津市・富士市と連携し流域が一体となった水質改善を働きかけ、多様な動植物が生息・生育・繁殖し、人々が水と触れ合える豊かで清らかな水環境の保全・創出に努める。

沼川ブロックの河川には、ホトケドジョウ、ハコネサンショウウオ、カジカ、メダカなどの絶滅危惧種が生息していることから、生息生物に応じた河川の背後地周辺との生態的なつながりの

重要性を考慮し、河川と上流域（小河川などの支流を含む）、河川と水田や水路、河川と海、河川内の水域と陸域との連続性の確保、瀬・淵などの流水の変化、砂礫・砂泥などの河床材料の保持、河川内の湧水の保全、適正な植生管理などへの配慮や外来種への対応策などが必要である。このため、河川の整備に当たっては、必要に応じて学識者の助言を得ながら、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出に努める。

良好な河川景観の維持・形成、河川空間の利用に関しては、地域や景観行政団体である沼津市・富士市との連携を図りつつ、親しみやすい水辺空間を創出し、川が周辺住民の触れ合いの場となるよう努める。

7 河川と地域との関わりに関する目標

沼川ブロックでは、地域の特性に応じて様々な河川利用がなされており、河川に対する地域の意識が高まりつつあることから、地元有志や地域団体などによる川づくりに関する諸活動への支援・協力を推進する。また、沼津市・富士市のまちづくりと密接な連携や調整を図るとともに、流域住民や学識者をはじめとする沼川ブロックに関わる多岐にわたる分野の方々との協働を推進して、河川の整備を通して個性ある地域づくりに寄与する。併せて、防災情報等の発信や、河川でのイベントなどの実施により、河川と地域の関わりを啓発に努める。